

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県中和土木事務所において閲覧できます。

令和三年十二月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和三年七月十九日奈良県指令中土第五四一四号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和三年十二月十五日中土第七三一五号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市上品寺町一番五、一番六、一番七、一番八及び一番九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市上品寺町一六三番地

上田長守

一 許可番号

令和三年三月一日奈良県指令中土第五三一二三号

令和三年九月二十七日奈良県指令中土第五三一二三一一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和三年十二月十五日中土第七三一六号

公共施設に関する工事の検査済証 令和三年十二月十五日中土第七四一九号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

磯城郡田原本町大字阪手一一四番一及び一一五番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

磯城郡田原本町大字阪手一八六番五

支希住宅株式会社 代表取締役 松井学

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 磯城郡田原本町大字阪手一一四番一及び一一五番一の各一部

下水道 磯城郡田原本町大字阪手一一五番一の一部

一 許可番号

令和三年八月十六日奈良県指令中土第五四一六号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和三年十二月十六日中土第七三一七号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市土橋町四九五番の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

静岡県沼津市岡宮一〇一二番地の一

株式会社大成工務店 代表取締役 大竹竜太郎